

令和 8 年度中小企業採用ブランド構築支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

和歌山県は、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域経済を支える人材が不足している状況である。和歌山の地域経済を支える中小企業の人材不足を解消するためには、企業の採用力強化（採用ブランドの構築）が必要であるため、本業務を実施します。

本業務は、適切な支援を実施できる運営体制のほか、採用ブランドの構築につながる効果的なプログラムの企画が必要であるため、公募型プロポーザルにより事業者を選定します。なお、本公募型プロポーザルは、和歌山県議会令和 8 年 2 月定例会において、令和 8 年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合があります。

2. 概要

- (1) 業務名 令和 8 年度中小企業採用ブランド構築支援業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 見積限度額 金 13,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約書 委託先として特定した事業者に対して別途作成

3. スケジュール

令和 8 年 2 月 24 日(火)	事前説明会
令和 8 年 2 月 24 日(火) 午後 5 時まで	公募要領等に関する質問締切
令和 8 年 2 月 27 日(金)	質問への回答
令和 8 年 3 月 2 日(月) 午後 5 時まで	応募表明締切
令和 8 年 3 月 13 日(金) 午後 5 時まで	企画提案書の締切
令和 8 年 3 月 19 日(木)	審査会

※審査結果は、審査後、書面により速やかに参加者全員に通知します。

4. 参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (7) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5. 事前説明会

- (1) 日時 令和8年2月24日（火）午前10時00分から午前10時30分まで
- (2) 方法 オンライン（Microsoft Teams を使用）
- (3) 内容 仕様書の説明等
- (4) 参加申込

事前説明会参加申込書（様式6）を令和8年2月19日（木）午後5時までに、12の提出先にメールにより提出すること。

なお、事前説明会に参加するための URL については、事前説明会参加申込書に記載の担当者あてにメールにより共有します。

6. 質問・回答

- (1) 質問方法

質問書（様式1）を12の提出先にメールにより提出すること。

- (2) 受付期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで

- (3) 回答

質問に対する回答については、質問者に令和8年2月27日（金）までにメールで送付するとともに、和歌山県ホームページに掲載することとし、当該回答により、本要領等を追加又は修正したものとします。なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、積算に関する質問等は公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けません。

7. 応募表明

- (1) 応募方法

応募表明書（様式2）を12の提出先にメールにより提出すること。

- (2) 受付期限

令和8年3月2日（月）午後5時まで

- (3) その他

応募表明後、やむを得ず辞退する場合は応募辞退届（様式3）を12の提出先にメールにより提出してください。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意） 7 部

（ア）A4 判（A3 判を A4 判に折り込むことも可）、フルカラーで作成すること。

（イ）別添仕様書に従い、企画提案を作成すること。なお、1 業者 1 提案とすること。

イ 経費見積書（様式任意） 1 部

（ア）見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

（イ）見積金額は、2(4)の見積限度額を超えないこと。

ウ 委任状（様式 4） 1 部 **※提出事業者が本社でない場合**

エ 提案者の概要が分かるもの（会社案内、本業務に類似する実績等） 1 部

オ 宣誓書（様式 5）

カ 以下の(ア)～(エ)の書類 各 1 部

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを添付することで、(ア)～(エ)の書類を省略することができます。

(ア) 法人にあっては、登記事項証明書

(イ) 法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類（直前の事業年度の決算書類（1 箇年分））、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直前の事業年の決算書類（1 箇年分））

(ウ) 和歌山県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がない旨の証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しない者は、提出を必要としない。

(エ) 消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる証明書（発効後 3 ヶ月以内のもの）

(2) 提出方法

12 の提出先に持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は県に受領確認を電話にて行うこと。

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時まで必着（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 9 時～午後 5 時）

9. 企画審査

(1) 審査方法

審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行います。

なお、契約候補者の審査にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定します。

(2) 選定委員会

ア 日時 令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午後 1 時から午後 5 時まで

※プレゼンテーションの時間は別途通知します。

イ 場所 和歌山県庁

※詳細は別途通知します。

ウ 企画提案の所要時間 (1 事業者あたり)

プレゼンテーション 約 15 分間

選定委員からの質疑 約 10 分間

エ 注意事項

(ア) プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とします。

(イ) プレゼンテーション参加人数は、1 事業者あたり 3 名までとします。

(ウ) パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。プレゼンテーションは予め提出した企画提案書類に基づいて実施することとします。

(エ) 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

(オ) プレゼンテーションは対面で行い、指定の時間に遅れた場合には審査対象としません。

(3) 評価項目等

提案のあった事業内容について、別表「評価基準」に基づき数値 (得点) で評価し、契約候補者を選定します。

なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合があります。

(4) 契約候補者の選定

ア 審査の結果、最高評価点の提案者を契約候補者として選定します。なお、同点の場合は、選定委員による多数決により契約候補者を選定します。

イ 提案者が 1 者の場合、審査結果において基準点を満たすときには、当該応募者を契約候補者とします。

(5) 審査結果についての通知

採用・不採用に関わらず、書面により通知するとともに、県労働政策課のホームページ内にて契約候補者の名称を公表します。

10. 企画提案書に関する留意事項

(1) 一度提出した書類は返却しません。

(2) 本公募型プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加者の負担とします。

(3) 選定された事業者の企画提案書に係る著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。)、その他一切の権利 (商標・意匠の出願及び登録をする権利等) は、和歌山県に帰属します。

(4) 選定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権その他一切の権利 (商標・意匠の出願及び登録をする権利等) は、当該事業者に帰属します。

(5) 提出書類について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、すべて参加者の責任とします。

- (6) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、すべて参加者の責任とします。
- (7) 提案者に次の行為があった場合は、企画提案の審査対象から外れるものとします。
- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して、提案内容を意図的に開示すること。
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

11. 契約

- (1) 契約候補者と和歌山県が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。
なお、契約条件等が合致しない場合は、次点提案者を契約候補者に選定します。
- (2) 選定された企画提案については、事業効果を高めるため、和歌山県と提案者が協議の上、一部変更する場合があります。

12. 各関係書類の提出先（問合せ先）

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 労働政策課 （担当：就業支援班 南・高垣）
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL：073-441-2807 FAX：073-422-5004
Mail：minami_y0023@pref.wakayama.lg.jp
takagaki_a0015@pref.wakayama.lg.jp

別表

令和8年度中小企業採用ブランド構築支援業務
公募型プロポーザル評価基準

1. 審査項目と評価基準

審査項目	評価基準	配点
キックオフセミナー	採用ブランド構築の必要性や可能性が伝わる内容となっているか	15
ワークショップ	採用のブランディングを学ぶことができ、実践につながる内容となっているか	15
実践プログラム (伴走支援)	効果の高い中小企業の採用力強化（採用ブランドの構築）ができる内容となっているか	40
独自事業	独自事業が本事業の効果を高めるものとなっているか	10
支援体制	十分な事業実施の支援体制となっているか	5
広報活動・企業開拓	本事業による人材獲得の取組を周知・浸透させ、県内企業が採用ブランドの構築に取り組む意欲を高める広報活動内容となっているか	15

2. 採点の考え方

審査項目ごとに5段階評価とする。

A=優れている、B=やや優れている、C=普通、D=やや劣っている、E=劣っている

※評価A～Eの掛け率は、A=1.0、B=0.8、C=0.6、D=0.4、E=0.2とする。